

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和4年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和4年度の初日から令和4年12月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	111 トン	67 トン	44 トン
		110 トン	67 トン	43 トン
3	クリーム	53 トン	52 トン	1 トン
		43 トン	43 トン	0 トン
4	粉乳類	39,597 トン	14,563 トン	25,034 トン
		32,077 トン	12,641 トン	19,436 トン
5	無糖れん乳	2,540 トン	581 トン	1,959 トン
		2,537 トン	581 トン	1,956 トン
6	加糖れん乳	354 トン	24 トン	330 トン
		254 トン	24 トン	230 トン
7	ヨーグルト	13 トン	13 トン	0 トン
		13 トン	13 トン	0 トン
8	バターミルク	17 トン	11 トン	6 トン
		17 トン	11 トン	6 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,924 トン	37,607 トン	15,317 トン
		39,833 トン	31,641 トン	8,192 トン
10	その他の乳製品	12,655 トン	4,733 トン	7,922 トン
		9,577 トン	2,506 トン	7,071 トン
11	バター	22,803 トン	7,150 トン	15,653 トン
		19,998 トン	6,747 トン	13,251 トン
12	豆類	80,402 トン	61,057 トン	19,345 トン
		32,815 トン	31,698 トン	1,117 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,547,712 トン	3,775,758 トン	1,771,954 トン
		4,396,456 トン	3,466,098 トン	930,358 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,227,096 トン	964,070 トン	263,026 トン
		226,552 トン	168,333 トン	58,219 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	706,967 トン	427,085 トン	279,882 トン
		706,467 トン	427,085 トン	279,382 トン
15	コーンスターチ	3,762 トン	1,782 トン	1,980 トン
		3,603 トン	1,638 トン	1,965 トン
16	ばれいしょでん粉	10,508 トン	7,072 トン	3,436 トン
		8,752 トン	6,943 トン	1,809 トン
17	マニオカでん粉	164,346 トン	102,655 トン	61,691 トン
		163,917 トン	102,655 トン	61,262 トン
18	サゴでん粉	19,406 トン	13,120 トン	6,286 トン
		2,312 トン	2,352 トン	超過済
19	その他のでん粉	1,496 トン	1,163 トン	333 トン
		1,308 トン	1,129 トン	179 トン
20	イヌリン	2,774 トン	1,858 トン	916 トン
		72 トン	34 トン	38 トン
21	落花生	33,564 トン	25,658 トン	7,906 トン
		20,641 トン	13,060 トン	7,581 トン
22	こんにゃく芋	156 トン	152 トン	4 トン
		156 トン	152 トン	4 トン
23	ミルク調製品	10,039 トン	3,282 トン	6,757 トン
		4,838 トン	792 トン	4,046 トン
24	でん粉調製品	287 トン	286 トン	1 トン
		279 トン	272 トン	7 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,970 トン	2,084 トン	2,886 トン
		2,577 トン	947 トン	1,630 トン
27	調製食用脂	18,993 トン	8,382 トン	10,611 トン
		2,264 トン	1,304 トン	960 トン
28	繭	4.5 トン	2.0 トン	2.5 トン
		4.5 トン	2.0 トン	2.5 トン
29	生糸	260 トン	150 トン	110 トン
		260 トン	150 トン	110 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。